

『認可保育園』から『認定こども園』への移行について

大きなポイントを3つご説明します。

① 保育料の支払先の変更

保育料の支払先が市ではなく、保育園に直接お支払いいただきます。

② 1号認定（満3歳以上）の定員を別で設定します（数名を予定）

親の就労が原則だった保育園とは異なり、満3歳以上のお子さまについては親が就労していなくても預かれるようになります。

今までは親が就労していない、短時間しか働いていない方は入園する事ができませんでした。また、1年以上の育児休暇を取得する場合は年を超えると退園、途中で仕事を辞めて再就職先が2か月以上見つからない場合も退園しなければなりませんでした。3歳以上のお子さまについてはそうした場合でもお預かりが可能となります。

③ 幼稚園免許を持つ保育士が保育教諭という名称に変更になります

認定こども園では保育士資格及び幼稚園教諭両方の資格が必要となり、より一層質の高い保育・教育を提供します。